

# 美しく快適な大分県づくり条例

平成十六年三月三十一日

大分県条例第二十号

美しく快適な大分県づくり条例をここに公布する。

美しく快適な大分県づくり条例

## 目次

前文

第一章 総則（第一条－第七条）

第二章 環境美化の推進

第一節 顕彰等（第八条・第九条）

第二節 ごみの投棄等に対する措置（第十条－第十五条）

第三節 動物のふん等の放置に対する措置（第十六条・第十七条）

第四節 自動車等の放置に対する措置（第十八条－第二十六条）

第五節 落書きに対する措置（第二十七条－第二十九条）

第三章 環境への配慮（第三十条－第三十三条）

第四章 雑則（第三十四条）

第五章 罰則（第三十五条）

附則

私たちのふるさと大分は、緑豊かな山野、大地を潤す水清らかな河川、変化に富んだ海岸等美しい自然に恵まれている。これらの美しい自然や快適な環境は、地域の環境を美しく保ち、快適な生活環境を確保しようとする県民及び事業者の日々の取組の積み重ねによって培われるものである。私たちは、この豊かな自然の恵沢が将来の世代においても享受できるよう、美しく快適な環境を守り、次の世代に確実に継承していく責務を有している。

そのためには、私たち一人ひとりが、ふるさとの美しく快適な環境がかけがえのない財産であることを深く認識し、身近な日常生活の中で環境美化の取組を実践するとともに、県、市町村、県民及び事業者が協同して、美観や清潔さを保持し、周辺的生活環境を損なわないよう配慮し、美しく快適な大分県づくりを推し進めていくことが極めて重要である。

ここに私たちは、すべての県民が一体となって、県民総参加による環境美化や快適な生活環境の保全の運動を展開することにより、美しく快適な県土を守り育て、これを次代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第三条及び大分県環境基本条例（平成十一年大分県条例第三十二号）第三条に規定する基本理念にのっとり、環境美化の推進及び環境への配慮に関し必要な事項を定めることにより、県、市町村、県民及び事業者が一体となって美しく快適な大分県づくりを推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公共の場所 道路、公園、河川、海岸その他の公共の用に供する場所をいう。
- 二 ごみ 空き缶、空き瓶その他の容器(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、包装袋、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。
- 三 放置 その使用につき正当な権原を有する場所以外の場所に正当な理由なく相当期間置くことをいう。ただし、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十一条の四に規定する放置行為を除く。
- 四 自動車等 道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車並びに同項第十一号の二に規定する自転車その他知事が規則で定めるものをいう。
- 五 落書き 公共の場所及び他人が所有し又は管理する塀、建物その他の工作物にみだりにペイント、墨、油性フェルトペン等により文字、図形若しくは模様をかくこと又はかかれた文字、図形若しくは模様をいう。

(県の責務)

第三条 県は、美しく快適な大分県づくりに関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市町村、県民、事業者その他環境美化の推進等美しく快適な大分県づくりに携わる団体、機関と緊密な連携を図るとともに、必要な情報の提供に努めるものとする。
- 3 県は、市町村が実施する環境美化の推進、快適な環境づくり等美しく快適な大分県づくりに資する施策について、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、自然的社会的条件に応じて、環境美化の推進、快適な環境づくり等美しく快適な大分県づくりに資する施策を、県との密接な連携のもとに計画的に推進するものとする。

(市町村条例との調整)

第五条 知事は、市町村の環境美化の推進、快適な環境づくり等に関する条例の制定により、当該市町村の区域においてこの条例の目的の全部又は一部を達成することができるものと認めるときは、第二章第二節から第五節まで、第三章及び第五章の規定は適用しないものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、美しく快適な大分県づくりに努めるとともに、県及び市町村が実施する美しく快適な大分県づくりに関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、美しく快適な大分県づくりを図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する美しく快適な大分県づくりに関する施策に協力するものとする。

## 第二章 環境美化の推進

### 第一節 顕彰等

(顕彰)

第八条 知事は、環境技術の開発、環境美化の取組その他美しく快適な大分県づくりに著しく功績のあったものに対して、顕彰を行うことができる。

(環境美化の日)

第九条 知事は、県民及び事業者の環境美化についての関心と理解を深めるため、環境美化の日を設ける。

2 知事は、市町村等と協力し、環境美化の日に、県民参加による美しく快適な大分県づくりに関する行事等の実施に努めるものとする。

### 第二節 ごみの投棄等に対する措置

(ごみの投棄等の禁止)

第十条 何人も、みだりにごみを投棄してはならない。

2 何人も、公共の場所において、歩行中であるとき又は吸い殻入れが付近に設置されていない場所で吸い殻入れを携帯していないときは、喫煙しないよう努めるものとする。

(容器包装入りの物品に係る事業者等の責務)

第十一条 容器包装入りの物品を製造し、又は販売する者は、ごみの散乱の防止のため、消費者への啓発等に努めるものとする。

2 自動販売機により容器包装入りの飲食物を販売する者は、その販売する場所に当該飲食物の容器包装の回収容器を設置し、これを適正に管理するとともに、販売する場所及びその周辺を清掃し、当該容器包装の散乱の防止に努めるものとする。

3 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する旅行業、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業その他の観光に関する事業を行う者は、観光客に対し、ごみの散乱の防止に関する啓発を行うよう努めるものとする。

(公共の場所におけるごみ容器の設置者の責務)

第十二条 公共の場所においてごみ容器を設置している者は、これを適正に管理するとともに、その周辺を清掃し、ごみの散乱の防止に努めるものとする。

(ピンクちらしの掲示等の禁止)

第十三条 何人も、みだりにピンクちらし（専ら性的な好奇心をそそる写真、図画又は文言を記載したちらしをいう。）を掲示し、若しくは掲示させ、又は配置し、若しくは配置させてはならない。

(公共の場所における印刷物等の配布者等の責務)

第十四条 公共の場所において印刷物等を配布し、又は配布させた者は、当該場所及びその周辺において当該印刷物等がごみとなって散乱しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 公共の場所において催しを行い、又は行わせた者は、当該場所及びその周辺においてごみが散乱しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(土地の所有者等の責務)

第十五条 土地の所有者等（土地又は建物の所有者、管理者又は占有者をいう。）は、その所有し、管理し、又は占有する土地又は建物の清潔の保持に努めるとともに、当該土地又は建物に、みだりにごみが捨てられないような環境をつくるよう努めるものとする。

2 公衆便所の設置者又は管理者は、その設置し、又は管理する公衆便所の清潔の保持に努めるものとする。

### 第三節 動物のふん等の放置に対する措置

#### （動物の飼養者の責務）

第十六条 動物の飼養者（大分県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年大分県条例第三十二号）第二条第三号に規定する「飼養者」をいう。）は、飼養する動物のふん又は飼養していた動物の死がいやを放置してはならない。

#### （公共の場所における動物のふん等の処理）

第十七条 公共の場所の管理者は、その管理する場所に、動物のふん又は死がいやが落ちており、当該場所の環境の美化に著しい支障が生じていると認める場合は、当該ふん又は死がいやの処理に努めるものとする。

### 第四節 自動車等の放置に対する措置

#### （自動車等の放置等の禁止）

第十八条 何人も、自動車等を放置し、若しくは放置させ、又はこれを放置しようとする者に協力してはならない。

#### （公共の場所における自動車等の放置）

第十九条 公共の場所の管理者は、その管理する場所における自動車等の放置を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （依頼）

第二十条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地に放置されている自動車等（以下「放置自動車等」という。）が存するとき、知事に対し、当該放置自動車等について調査を依頼することができる。

#### （調査等）

第二十一条 知事は、放置自動車等を発見し、又は前条の規定による依頼があった場合においては、関係行政機関にその内容を通報するとともに、必要があると認めるときは、当該放置自動車等の状況、所有者その他の事項を調査し、及び当該放置自動車等にその撤去を促すための警告書を掲示することができる。ただし、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）その他の法令で定めのある場合はこの限りでない。

#### （放置自動車等の撤去の通知）

第二十二条 前条の規定により警告書を掲示した放置自動車等について、同条の規定による調査において、当該放置自動車等の所有者等（所有者、占有者又は使用者をいう。以下「放置自動車所有者等」という。）が判明した場合には、知事は、放置自動車所有者等に対し、当該放置自動車等を撤去するよう通知するものとする。

#### （公示）

第二十三条 知事は、第二十一条の規定により警告書を掲示した放置自動車等について、同条の規定による調査において、当該放置自動車所有者等が判明しない場合（当該放置

自動車所有者等の住所又は居所が判明しない場合を含む。)には、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 公示を行った日の翌日から起算して一月以内に当該放置自動車等を撤去すべき旨
- 二 前号の期間内に当該放置自動車等を撤去しなかった場合は、当該放置自動車等の処分の手続を開始する旨
- 三 その他規則で定める事項  
(廃物認定)

第二十四条 知事は、前条の規定による公示を行った日の翌日から起算して一月を経過して、なお当該公示に係る放置自動車等が撤去されていない場合において、当該放置自動車等の主要な部分が破損し、腐食し、又は取り外され、当該放置自動車等を本来の用に供することが困難であると認められ、かつ、自動車又は原動機付自転車にあつては、次の各号のいずれかに該当するときは、当該放置自動車等を廃物と認定することができる。

- 一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第十一条第一項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあつては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容が読み取れないこと又は同法第十五条第一項若しくは第三項若しくは同法第十六条第一項の規定による抹消登録がなされていること。
- 二 道路運送車両法第七十三条第一項の規定により車両番号標を表示しなければならないこととされている自動車にあつては、当該車両番号標が取り外されていること又はその表示内容が読み取れないこと。
- 三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十六条第三項の規定により市町村の条例で当該市町村の交付する標識を附すべきこととされている自動車及び原動機付自転車にあつては、当該標識が取り外されていること又はその表示内容が読み取れないこと。

(処分等)

第二十五条 知事は、前条の規定により放置自動車等を廃物と認定したときは、当該放置自動車等を処分することができる。

- 2 知事は、前条の規定により廃物と認定することができない放置自動車等については、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を告示するものとする。
  - 一 放置自動車等の種類及び放置されている状況
  - 二 第二十三条の規定による公示を行った日
  - 三 放置されている場所
  - 四 告示を行った日の翌日から起算して六月を経過した場合は、当該放置自動車等を処分する旨
  - 五 その他規則で定める事項
- 3 知事は、前項の規定による告示を行った場合において、環境の美化に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該放置自動車等の存する土地を所有し、占有し、又は管理する者の依頼を受けて、当該放置自動車等を移動し及び保管することができる。
- 4 知事は、前項の規定により当該放置自動車等を移動し及び保管したときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するとともに、当該放置自動車等が放置されていた場

所を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

5 知事は、第二項の規定による告示を行った日の翌日から起算して六月を経過した日以後において、当該放置自動車等を廃物と認定し、処分することができる。

(費用の請求)

第二十六条 知事は、前条第三項の規定により放置自動車等を移動し及び保管した場合、又は同条第一項若しくは第五項の規定により放置自動車等を処分した場合において、放置自動車所有者等が判明したときは、当該放置自動車所有者等に対し、その移動及び保管又は処分に要した費用を請求することができる。

第五節 落書きに対する措置

(落書きの禁止)

第二十七条 何人も、落書きを行ってはならない。

(公共の場所における落書きに対する措置)

第二十八条 公共の場所の管理者は、落書きの防止に関する啓発並びにその管理する塀、建物等に落書きが行われた場合の当該落書きの原因者の調査及び当該落書きの除去に努めるものとする。

(落書きの消去)

第二十九条 知事は、落書きが行われた場合であって当該落書きの原因者が判明したときは、当該原因者に対して当該落書きを消去するよう求めるものとする。

第三章 環境への配慮

(日常生活に伴って発生する悪臭等についての配慮)

第三十条 何人も、日常生活に伴って発生する悪臭、振動等により周辺的生活環境を損なうことのないように配慮しなければならない。

(照明に関する配慮)

第三十一条 何人も、照明機器を使用するときは、光害（照明機器から照射される光の量又は方向により、不快感、信号等の重要情報の認知力の低下、動植物への影響、天体観測への障害等人の活動及び動植物に悪影響が生ずることをいう。）に関する法令の規定を遵守するほか、周辺的生活環境への影響や周辺の動植物の生息又は生育への影響に配慮するよう努めるものとする。

(投光器の使用の禁止)

第三十二条 何人も、屋外において、サーチライト、レーザー等の投光器を、特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 祭典等の催物において一時的に使用する場合
- 二 災害発生時において使用する場合
- 三 試験又は研究のために一時的に使用する場合
- 四 法令の規定により使用する場合

(停止命令)

第三十三条 知事は、前条の規定に違反して投光器を使用している者に対し、当該投光器の使用の停止を命ずることができる。

第四章 雑則

(委任)

第三十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第五章 罰則

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第十条第一項の規定に違反した者
- 二 第十三条の規定に違反した者
- 三 第十八条の規定に違反した者
- 四 第二十七条の規定に違反した者
- 五 第三十三条の規定による命令に違反した者

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二十条から第二十六条まで、第二十九条、第三十三条及び第三十五条の規定は、平成十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に屋外において第三十二条に規定する投光器を特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用している者については、平成十六年九月三十日までの間は、同条の規定は適用しない。